四　法第二十九条第一項に規定する道路運送利便増進実施計画の認定の申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置が当該申請が行われた時点で運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合、又は路線及び停留所の廃止に伴って他の一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）が新たに当該路線及び停留所と同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

（処分の通知）

第四条　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第二十六条第三項又は第二十九条第三項の規定による認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。

（軌道利便増進実施計画等の変更の認定）

第五条　第一条から第四条までの規定は、法第二十六条第七項に規定する軌道利便増進実施計画の変更及び法第二十九条第六項に規定する道路運送利便増進実施計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用する。

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

省　令

○財務省令第六十五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第十七項及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

財務大臣　城島　正光

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

第十八条の二十一第九項第一号中「同条第五項に規定する認定長期優良住宅」を「同条第五項に規定する認定住宅」に改め、同号イ中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同号ロ中「認定長期優良住宅の敷地」を「認定住宅の敷地」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同号ロ(4)(ii)及び(5)(i)中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同号に次のように加える。

ホ　その家屋が法第四十一条第五項に規定する認定低炭素住宅である場合には、第十三項各号に掲げる書類

第十八条の二十一第九項第二号中「同条第五項に規定する認定長期優良住宅」を「同条第五項に規定する認定住宅」に改め、同号イ中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同号に次のように加える。

ニ　その家屋が法第四十一条第五項に規定する認定低炭素住宅である場合には、第十三項各号に掲げる書類

第十八条の二十一第九項第四号ニ中「第十三項各号」を「第十四項各号」に改め、同条第十項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第十二項中「ところにより」の下に「同項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋であることにつき」を加え、同項第二号中「第二十五条の三第一項若しくは第二項」を「第二十六条第一項若しくは第二項」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項第二号中「第十九項第五号」を「第二十項第五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　施行令第二十六条第二十項に規定する財務省令で定めるところにより同項に規定する低炭素建築物に該当する家屋であることにつき証明がされた家屋は、当該家屋が同項に規定する低炭素建築物に該当するものであることにつき、次に掲げる書類により証明がされたものとする。

一　当該家屋に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項に規定する通知書（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十五条第一項の変更の認定があった場合には、同令第四十六条の規定により読み替えられた同令第四十三条第二項に規定する通知書）の写し

二　当該家屋に係る第二十六条の二第一項若しくは第二項に規定する証明書若しくはその写し又は当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める都市の低炭素化の促進に関する法律第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類

第十八条の二十二第二項第二号及び第十八条の二十三第一項第三号から第五号までの規定中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十八条の二十三の二第二項中「第十八条の二十一第十三項各号」を「第十八条の二十一第十四項各号」に改める。

別表第八の表の備考2、3及び5中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

2　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

○国土交通省令第八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　低炭素まちづくり計画に係る特別の措置
第一節　低炭素まちづくり計画の作成（第二条）
第二節　集約都市開発事業等（第三条―第十五条）
第三節　共通乗車船券等
第一款　共通乗車船券（第十六条）
第二款　鉄道利便増進事業（第十七条―第十九条）
第三款　軌道利便増進事業（第二十条―第二十八条）
第四款　道路運送利便増進事業（第二十九条―第三十三条）
第四節　貨物運送共同化事業（第三十四条―第三十六条）
第五節　樹木等管理協定（第三十七条―第三十九条）
第六節　港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）
第三章　低炭素建築物の普及の促進のための措置（第四十一条―第四十六条）
第四章　雑則（第四十七条・第四十八条）
附則